

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定により、特定事業の実施に関する方針を定めましたので、同条第 3 項の規定により、別冊のとおり公表します。

令和 7 年 8 月 6 日

中部地方整備局長 森本 輝

国道 1 3 9 号阿幸地電線共同溝 P F I 事業

実 施 方 針

令和 7 年 8 月

国土交通省中部地方整備局

《目 次》

第 1 特定事業の選定に関する事項	1
1. 特定事業の事業内容に関する事項	1
2. 特定事業の選定方法に関する事項	5
第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1. 民間事業者の募集及び選定.....	6
2. 民間事業者の選定方法.....	6
3. 民間事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュール.....	8
4. 第二次審査の方法.....	8
5. 提出書類の概要.....	9
6. 応募者の参加資格要件.....	10
第 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	20
1. 民間事業者の責任の明確化に関する事項	20
2. 民間事業者の責任の履行の確保に関する事項	20
第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	22
1. 事業対象区域に関する事項	22
2. 本施設の計画に関する事項	22
第 5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	24
1. 疑義が生じた場合の措置	24
2. 管轄裁判所の指定.....	24
第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	25
1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	25
2. 事業の継続が困難となった場合の措置	25
3. 金融機関等との協議	26
第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	27
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	27
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	27
3. その他の措置及び支援に関する事項	27
第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	28
1. 問合せ先	28
2. 情報公開及び情報提供.....	28
3. 実施方針等に関する現地説明会及び質問・意見等の受付等	28
4. 使用言語	30
5. 提出書類の作成に関する事項	30

別紙 1	事業対象位置図.....	30
別紙 2	事業対象区域図.....	31
別紙 3	設計業務・工事業務・工事監理業務の対象範囲.....	32
別紙 4	維持管理業務の対象範囲.....	33
別紙 5	リスク分担表.....	34
Summary		38
様式 1	実施方針等への質問書.....	39
様式 2	実施方針等への意見書.....	40

国土交通省中部地方整備局(以下「中部地方整備局」という。)は、静岡国道事務所管内の国道139号静岡県富士宮市小泉地先～静岡県富士宮市ひばりが丘地先において、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年3月23日法律第39号)第2条第3項に定める電線共同溝(以下「電線共同溝」という。)の整備・維持管理事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づく事業(以下、「特定事業」という。)として実施することを予定している。

この「国道139号阿幸地電線共同溝PFI事業実施方針」(以下「実施方針」という。)は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成30年10月23日閣議決定。以下「基本方針」という。)、 「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」(令和6年6月4日改正)等に基づき、本業務について、必要となる事項を定めたものである。

第1 特定事業の選定に関する事項

1. 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

国道139号阿幸地電線共同溝PFI事業(以下、「本事業」という。)

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

① 事業の対象となる公共施設等の名称

一般国道139号

② 種類

- ・電線共同溝(道路法第2条第2項の7に定める電線共同溝(道路附属物))
- ・道路(歩道、車道)
- ・道路附属物

(3) 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 中野 洋昌

(本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 中部地方整備局長 森本 輝)

なお、本事業に係る基本協定及び事業契約については、中部地方整備局が締結することを予定している。

(4) 事業の目的

本事業は、道路の防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活

用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

(5) 特定事業の概要

① 事業概要

本事業は、電線共同溝（管路部・特殊部（地上機器除く）・横断部）、歩道、道路附属物、車道（以下「本施設」という。）の設計及び工事、並びに電線共同溝（管路部・特殊部（地上機器除く）・横断部）（以下「維持管理対象施設」という。）の維持管理を P F I 法に基づき実施するものである。

② 特定事業の業務内容

特定事業として民間事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

ア 設計業務

- a. 事前調査業務（現地踏査、試掘調査、現況調査）
- b. 詳細設計業務
- c. 調整マネジメント業務（設計段階）

イ 工事業務

- a. 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務
- b. 整備工事業務（電線共同溝、歩道、道路附属物、車道の整備）
- ※ 電線の入線工事、既存電柱・電線の撤去・移設及び占用物件の協議・補償・移設は業務に含まない。
- c. 調整マネジメント業務（工事段階）
- d. 本事業で整備する施設の所有権移転業務

ウ 工事監理業務

- a. 工事監理業務

エ 維持管理業務

- a. 点検業務・補修業務
- b. 調整マネジメント業務（維持管理段階）

③ 特定事業の対象範囲

特定事業が対象とする範囲は、別紙 2「事業対象区域図」、別紙 3「設計業務・工事業務・工事監理業務の対象範囲」、別紙 4「維持管理業務の対象範囲」及び次表のとおりである。

対象 区分	上り線（東側）				下り線（西側）				
	電線 共同溝 （管路部、 特殊部）	歩道	道路 附属物	車道	電線 共同溝 （横断部）	車道	道路 附属物	歩道	電線 共同溝 （管路部、 特殊部）
設計 業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事 業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事監理 業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
維持管理 業務	○	×	×	×	○	×	×	×	○

○：特定事業が対象とする項目

ただし、電線共同溝（管路部）の国道用地内の引込管、連系管については、設計業務及び維持管理業務に含むが、工事業務及び工事監理業務には含まない。また、連系設備については、設計業務には含むが、工事業務、工事監理業務及び維持管理業務いずれにも含まない。

(6) 事業方式及び権利関係

本事業は、以下に示す事業方式（ＢＴＯ（Build－Transfer－Operate）方式）で実施する。

特定事業を実施する民間事業者は、事業対象区域において、本施設の設計、工事及び工事監理の業務を行い、整備完了後に本施設の所有権を中部地方整備局に移転する。その後、民間事業者は、事業期間が満了するまで、維持管理対象施設の維持管理業務を行うこととする。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、中部地方整備局と特定事業を実施する民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和 37 年 3 月末までの約 30 年間で予定する。

(8) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下を予定している。

事業契約の締結	令和 8 年 3 月頃
本施設の完成・引渡し	令和 18 年 3 月末
事業完了	令和 37 年 3 月末 ※1

※1 工期短縮により、整備期間が短縮された場合は、維持管理業務の開始時期及び事業完了時期の前倒しは可能とする。ただし、維持管理期間は19年間とする。

(9) 特定事業を実施する民間事業者への支払い

特定事業を実施する民間事業者への支払は以下のとおりである。なお、(8)で示す工期短縮の提案が行われた場合は、維持管理期間の前倒しに合わせ、支払期間を①②とも前倒しするものとする。

① 設計業務、工事業務及び工事監理業務に係る対価

中部地方整備局は、本施設の設計業務、工事業務及び工事監理業務に係る対価について、中部地方整備局への所有権移転後、令和18年度から令和36年度までの間、事業契約に定める額を割賦方式により支払う。

② 維持管理業務に係る対価

中部地方整備局は、維持管理対象施設の維持管理業務に係る対価について、事業契約に従い、中部地方整備局への所有権移転後、令和18年度から令和36年度までの間、事業契約に定める額を支払う。

なお、電線共同溝の入線等に関わる利用者の道路占用料については、中部地方整備局が収受し特定事業を実施する民間事業者の収入とはしない。

(10) 本事業の実施に関する協定等

中部地方整備局は、PFI法に定める手続に従い本事業を実施するため、次の①及び②に掲げる協定等を締結する。

① 基本協定

中部地方整備局は、選定された民間事業者（以下「選定事業者」という。）との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

なお、基本協定書（案）は、入札公告時に示す予定である。

② 事業契約

中部地方整備局は、基本協定の定めるところにより、選定事業者が設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）又は選定事業者（一定の要件を満たす場合）との間で事業契約を締結する予定である。事業契約を締結したSPC又は選定事業者（以下、「事業者」という。）は、当該事業契約に基づいて本事業を実施する。

なお、事業契約書（案）は、入札公告時に示す予定である。

また、一定の要件を満たす場合とは、第2.6(1)③に示す一定の要件を参照すること。

(11) 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

(12) 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、維持管理対象施設を要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。

なお、事業契約期間終了日の約 2 年前から維持管理対象施設の維持管理業務に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を中部地方整備局に提供する等、事業の引継ぎに必要な協議を行うこと。

2. 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

中部地方整備局は、自らが本事業を実施した場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下、「P S C」(Public Sector Comparator)という。）と、本事業実施方針に示した内容に基づいて本事業の実施を事業者に委ねた場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「P F I 事業の L C C」(Life Cycle Cost)という。）を比較し、P F I 事業の L C C が P S C を下回ると認めた場合に、P F I 法第 7 条に基づき本事業を特定事業として選定する。

(2) 評価方法

中部地方整備局は、P F I 法、基本方針及び「V F M (Value For Money) に関するガイドライン（令和 5 年 6 月 2 日改正）」に基づき評価することとし、中部地方整備局自らが本事業を実施した場合と、事業者にこれらの実施を委ねた場合において、達成される成果の水準を同一として公的財政負担の縮減が期待できる場合に V F M があるものと評価する。

(3) 選定結果の公表

中部地方整備局は、本事業を P F I 法第 7 条に基づき特定事業として選定した場合は、その判断の結果を、評価の内容と併せて、中部地方整備局のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないことにした時も同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定

中部地方整備局は、本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する民間事業者を公募する。なお、民間事業者の選定は、総合評価落札方式（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第2項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項）を採用する予定である。

また、本事業は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改定された協定の対象であり、入札手続は「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）に基づいて実施する。

なお、民間事業者の募集、評価及び選定に係る過程において、いずれの民間事業者によっても公的財政負担の縮減等の達成が見込めないなどの理由により、本事業を選定事業として実施することが適当でないと判断した場合は、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すものとし、その旨を速やかに公表する。

2. 民間事業者の選定方法

中部地方整備局は、以下に示す手順により民間事業者を選定することを予定している。なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

(1) 入札公告

中部地方整備局は、民間事業者の選定等を行うにあたり、本事業の入札公告を官報に掲載するとともに、入札公告後直ちに入札説明書等を掲示、中部地方整備局のホームページ等への掲載その他適宜な方法により公表する。

(2) 質問受付

中部地方整備局は、入札説明書等の内容に関する質問を受け付ける。

(3) 質問回答

中部地方整備局は、質問及び質問に対する回答を中部地方整備局のホームページ等への掲載その他適宜の方法により公表する。なお、第一次審査資料の作成に必要と判断される質問に対する回答は、第一次審査資料の作成期間を考慮して公表することとし、詳細は入札公告時に示す。

(4) 第一次審査資料の受付

入札に参加しようとする民間事業者は、入札説明書の定めるところにより、第一次審査資料を提出する。

(5) 第一次審査結果の通知

中部地方整備局は、応募者を対象に競争参加資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知する。競争参加資格があると認められた応募者は、第二次審査資料を提出することができる。

(6) 入札書及び第二次審査資料の受付

競争参加資格があると認められた応募者は、入札説明書の定めるところにより、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査資料を提出する。

(7) ヒアリング

中部地方整備局は、技術資料及び技術提案書等を提出した応募者（以下「入札参加者」という。）を対象に、必要に応じて技術資料及び技術提案書等の事業計画の提案内容についてヒアリングを行う。

(8) 民間事業者の選定

中部地方整備局は、入札参加者を対象に、入札参加者が提案する事業計画及び入札価格を総合的に評価し、本事業の実施を委ねる民間事業者を選定する。

(9) 第二次審査結果の公表

中部地方整備局は、入札参加者が提案する事業計画及び入札価格を総合的に評価した結果を、各入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び中部地方整備局のホームページへの掲載その他適宜な方法により公表する。

3. 民間事業者の募集及び選定に関する手順・スケジュール

中部地方整備局は、以下の手順・スケジュールにより、民間事業者を募集及び選定することを予定している。なお、入札公告・入札説明書等の公表以降の具体的な募集及び選定に関する手順・スケジュールは入札公告時に示す。

日程	内容
令和7年8月6日	実施方針等の公表
令和7年8月7日	設計図書等の閲覧の開始
令和7年8月7日～ 8月22日	実施方針等に関する質問・意見の受付
令和7年8月18日	実施方針等に関する説明会
令和7年9月2日	実施方針等に関する質問・意見に対する回答の公表
令和7年9月下旬頃	特定事業の選定の公表
令和7年10月上旬頃	入札公告、入札説明書等の公表・交付
令和7年10月中旬頃	入札説明書等に関する質問受付（1回目）
令和7年10月下旬頃	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（1回目）
令和7年11月上旬頃	第一次審査資料（参加表明書等）の受付
令和7年11月中旬頃	競争参加資格確認結果の通知
令和7年11月下旬頃	入札説明書等に関する質問受付（2回目）
令和7年12月上旬頃	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（2回目）
令和7年12月中旬頃	入札書及び第二次審査資料（提案書）の受付
令和8年2月上旬頃	選定事業者の公表

4. 第二次審査の方法

(1) 有識者等委員会の設置

中部地方整備局は、民間事業者の選定にあたり、PFI法第11条に定める客観的な評価を行うため、学識経験者等の外部委員により構成される「国道139号阿幸地電線共同溝PFI事業有識者等委員会」（以下「有識者等委員会」という。）を設置し、入札参加者が提案する事業計画に対する計画についての調査審議を委ね、中部地方整備局はその経過及び結果を公表する。

奥野 信宏	公益財団法人 名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター長
香田 浩一	有限責任監査法人トーマツ 公認会計士
熊田 均	熊田法律事務所 弁護士
谷口 元	名古屋大学 名誉教授
松本 幸正	名城大学理工学部 教授

（五十音順・敬称略）

(2) 審査の内容

入札参加者から提案された事業計画については、①から⑥に掲げる事項等について総合的に審査を行う予定である。

- ① 実施方針及び実施体制
- ② 資金調達及び収支計画
- ③ 施設整備計画
- ④ 維持管理計画
- ⑤ 調整マネジメント
- ⑥ 賃上げの実施

なお、具体的な事業者選定基準については、入札公告時に示す。

(3) 民間事業者の選定

中部地方整備局は、有識者等委員会から報告される調査審議の経過及び結果を踏まえ、入札参加者から提案された事業計画及び入札価格を総合的に評価して民間事業者を選定する。

5. 提出書類の概要

(1) 提出書類の内容

第一次審査資料として、競争参加資格の確認資料等の提出を求めることを予定している。

第二次審査資料として、入札書及び①から⑥に掲げる事項を主な内容として含む第二次審査資料の提出を求めることを予定している。

- ① 実施方針及び実施体制に関する提案
- ② 資金調達及び収支計画に関する提案
- ③ 施設整備計画に関する提案
- ④ 維持管理計画に関する提案
- ⑤ 調整マネジメントに関する提案
- ⑥ 賃上げの実施

なお、詳細については、入札公告時に示す。

(2) 提出書類の取扱い

① 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、公表、展示その他国が本事業に関して必要と認めるときは、中部地方整備局は、当該提出書類の全部又は一部を無償で使用するものとする。

また、選定に至らなかった応募者の提出書類については、本事業の公表以外については使用しない。民間事業者の選定後、選定に至らなかった応募者の提出書類について返却しない。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、提案を行った応募者が負う。

③ 資料の公開

中部地方整備局は、民間事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者から提出された提出書類の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については中部地方整備局と各応募者との間で協議する。

6. 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

① 応募者は、第 1. 1 (5) ②に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

② 応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとする。

③ 応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うための S P C を会社法に基づく株式会社として設立することを基本とする。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のアからイまでの要件を全て満たす場合をいう。

ア 直近 3 期が債務超過でないこと。

イ 経常損益が 3 期連続で赤字でないこと。

ただし、S P C を設立しない応募グループが契約締結までに共同企業体を結成する場合は、協定書を締結するものとする。

④ 上記③ S P C の設立において、代表企業及び構成員は S P C に出資すること。また、S P C への出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア 代表企業及び構成員は、S P C の株主総会における全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有すること。

イ 代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。

ウ S P C の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで S P C の株式を保有することとし、中部地方整備局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

- ⑤ S P Cを設立する場合は、応募企業又は構成員以外の者で、事業者より業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、第一次審査資料の提出時に協力企業として明記すること。なお、協力企業とは、S P Cの設立において、S P Cに出資しない企業のことである。
- ⑥ 応募にあたり、代表企業、構成員又は協力企業それぞれが、第 1. 1 (5) ②に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。また、第 1. 1 (5) ②に掲げる業務以外の業務を実施するその他企業は、実施する業務を明らかにすること。ただし、応募グループの場合は、同一の者又は相互に資本関係若しくは人的関係において関連のある者が第 1. 1 (5) ②イに掲げる工事業務のうち a. ・ b. の業務と第 1. 1 (5) ②ウに掲げる工事監理業務を兼務して実施することはできない。また、応募企業の場合は、第 1. 1 (5) ②ウに掲げる工事監理業務を資本関係又は人的関係において関連のない者に委託することとする。
- ※ 資本関係とは、第 2. 6 (1) ⑩アに同じ。また、人的関係とは同イに同じ。
- ⑦ 代表企業、構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料（提案書）の提出期限までに代表企業、構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、中部地方整備局と協議するものとし、中部地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。
- ⑧ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業でないこと。
- ⑨ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業でないこと。
- ⑩ 上記⑨において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」とは、次のアからウまでに該当する者をいう。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- a. 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- b. 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a. については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

- a. 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - i. 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ii. 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - iii. 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - iv. 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - (b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - (c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - (d) 組合（共同企業体を含む。以下に同じ。）の理事
 - (e) その他業務を執行する者であつて、上記（a）から（d）までに掲げる者に準ずる者
 - b. 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - c. 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 応募者共通の参加資格要件

応募企業及び構成員並びに協力企業は、次の①から⑧までの要件を満たさなければならない。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② PFI法（平成11年法律第117号）第9条の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（次項（3）①、（4）①、（6）①の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 第一次審査資料（参加表明書等）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中部

地方整備局から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号、令和 2 年 12 月 25 日国会公契第 22 号にて改正）に基づく指名停止を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 10 年 8 月 5 日付け建設省厚契発第 33 号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- ⑥ 本事業に係るアドバイザー業務に携わった八千代エンジニアリング株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。
- ⑦ 有識者委員会の委員及び委員以外の者で有識者委員会において出席及び意見を求められた者が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。
- ⑧ 上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」とは、第 2. 6 (1) ⑩に同じ。

(3) 設計企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、第 1. 1 (5) ②アに掲げる設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②又は事業監理業務※の実績を有する者若しくは第 2. 6 (4) に掲げる工事企業の参加資格要件②を満足する者であれば良いものとする。

※ 事業監理業務とは、国、特殊法人等^(注1)、地方公共団体^(注2)、地方公社^(注3)又は大規模な土木工事を行う公益民間企業^(注4)が発注した業務で、工事発注までに必要となる測量・設計業務等に対する指導・調整、地元及び建設行政機関等との協議、事業監理等の業務を行うマネジメント業務。

- ① 中部地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）における令和 7・8 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ② 次のいずれかの実績（設計共同体^(注5)にあっては、分担業務としての実績について 1 件以上）を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人^(注6)又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成 27 年 4 月 1 日以降公示日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。

ア 電線共同溝の実施（詳細）設計業務

イ 電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

（注 1）特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条に示す、新関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、中間貯蔵・環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者安全福祉機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第 2 条及び第 3 条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

（注 2）地方公共団体とは地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

（注 3）地方公社とは、地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

（注 4）大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

（注 5）設計共同体の構成員としての実績は出資比率が 20%以上であること。

（注 6）公益法人とは、次のものをいう。

- 一 公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
- 二 旧民法第 34 条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成

20 年 12 月 1 日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）

③ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

ア 管理技術者は次に掲げるいずれかの資格を有すること。

- a. 技術士（総合技術監理部門：建設一道路、又は、建設部門）
- b. 国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路一業務：計画・調査・設計）
- c. 土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者、1 級土木技術者）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）

イ 次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成 27 年 4 月 1 日以降公示日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する休業）及び介護休業（同条第 2 号に規定する休業）（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。

- a. 電線共同溝の実施（詳細）設計業務
- b. 電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

ウ 外国資格を有する技術者（わが国及び W T O 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又は R C C M 相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ。）（不動産・建設経済局（旧土地・建設産業局及び旧総合政策局も含む。以下同じ。）建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには競争参加資格確認結果の通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

④ 上記②、③の実績として挙げた業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した業務に係る実績である場合にあっては、評定点が 60 点未満のものは、実績として認めない。

(4) 工事企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、第 1. 1 (5) ②イに掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。第 1. 1 (5) ②イ c. の業務のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は第 2. 6 (3) に掲げる設計企業の参加資格要件②を満たせば良いものとする。

① 中部地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）におけるアスファルト舗装工事の令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

② 平成 22 年 4 月 1 日以降に、元請けとして、完成・引渡しが完了し、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。ただし、乙型 J V（異工種 J V）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

ア 同種工事として、供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で車線減少を伴う交通規制を実施し、かつ電線共同溝若しくは情報管路類の地中化工事を施工した実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点が 65 点未満のものは、実績として認めない。

③ 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該事業の整備工事業務に着手する日から専任で配置できること。

ア 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

- ・ 1 級建設機械施工技士の資格を有する者
- ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」又は「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業農村工学」、「農業―農業土木」又は「森林―森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第 15 条第 2 号ハ該当「建設省告示第 128 号（平成元年 1 月 30 日）最終改正：平成 12 年 12 月 12 日建設省告示第 2345 号」を参照）
- ・ 1 級土木施工管理技士又は 1 級建設機械施工技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から 6 ヶ月以内に限る。）

イ 平成 22 年 4 月 1 日以降に、元請けとして、完成・引渡しが完了し、上記②に掲げる同種工事の経験を有する者であること（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型 J V（異工種 J V）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。また、上記の期間に 1 年以上の長期休業を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、長期休暇を取得した期間に相当する期間を、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1 年未満は切り捨てとする。なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあつては、評価点合計が 65 点未満のものを除く。経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社の配置予定の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。

ウ 配置予定技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係（3 ヶ月以上）があること。

エ 配置予定技術者は、建設業法第 7 条第 2 号及び第 15 条第 2 号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。

オ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

カ 上記アからオまでについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。

キ 配置予定技術者については、同一の技術者を重複して他の工事等の候補者とするとは差し支えないが、入札前に、同一の技術者を重複して複数工事（本件を除く）の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札（特例監理技術者を配置予定の場合は、同一の技術者が 2 件目の他の工事を落札）したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。また、入札後、他の工事を落札（特例監理技術者を配置予定の場合は、同一の技術者が 2 件目の他の工事を落札）したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、直ちに申し出を行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず、落札決定までの間に申し出がない場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(5) 工事監理企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、第 1. 1 (5) ②ウに掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の要件を満たさなければならない。

- ① 中部地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和 7・8 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ② 平成 22 年 4 月 1 日以降に元請けとして、同種工事（(4) ②で掲げる工事）の工事監督支援、又は、大規模な土木工事を行う公益民間企業自ら工事監督を行った実績を有すること。なお、当該業務が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む。）の発注した業務に係る実績である場合にあつては、評定点が 60 点未満のものは、実績として認めない。

(6) 維持管理企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、第 1. 1 (5) ②エに掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。ただし、点検・補修業務のうち点検業務のみを実施する者は次の①及び②の要件を満たせば良いものとし、補修業務のみを実施する者は次の③の要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務（維持管理段階）のみを実施する者はこの限りでなく、第 2. 6 (2) に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

- ① 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ② 平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること。
- ③ 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における維持修繕工事の令和 7・8 年度一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

(7) その他企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、第 1. 1 (5) ②に掲げる業務以外を実施する企業の参加資格要件は、第 2. 6 (2) による。

(8) 競争参加資格確認基準日

競争参加資格確認基準日は、入札公告時に示される競争参加資格確認申請書の提出期限の日とする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 民間事業者の責任の明確化に関する事項

(1) 責任分担の基本的考え方

中部地方整備局及び事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、良質かつ低廉な公共サービスの提供を目指す。

(2) 想定されるリスクと責任分担

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、「リスク分担表」（別紙5）による。ただし、当該リスク分担を変更する合理的かつ明確な理由のある意見があった場合には、必要に応じてリスク分担の変更等を行うことがある。

なお、リスク分担の変更の可否については、実施方針に関する質問等に対する回答において示すものとし、リスク分担を変更した場合は当該回答の内容を入札公告時に示す事業契約書（案）に反映する。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

中部地方整備局又は事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担する。

また、いずれの責めにも帰することができないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、中部地方整備局と事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法については「リスク分担表」（別紙5）によるほか、詳細を入札公告時に事業契約書（案）において示す。

なお、中部地方整備局及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

2. 民間事業者の責任の履行の確保に関する事項

(1) 契約保証金の納付等

中部地方整備局は、事業契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、次の①から③のいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、本施設の整備費（設計業務に係る調査・設計費、工事業務に係る工事費、調整マネジメント業務（設計段階）に係る費用及び工事監理業務に係る工事監理費）に相当する合計額の10分の1以上とする。

① 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付

② 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機

関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

- ③ 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 9 第 1 項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供

ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(2) 事業の実施状況の監視及び改善要求措置

① 監視の方法等

中部地方整備局は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、事業者と本事業の各業務を実施する者との間における契約内容、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。詳細は、入札公告時に示す。

② 改善要求、支払の減額等

中部地方整備局は、維持管理業務において、事業者の帰責由により要求水準が達成されていないことが明らかになった場合には、業者に維持管理業務の方法の改善、当該業務を実施する者の変更等を求めるほか、業者に支払うべき維持管理業務の対価を減額することができる。詳細は、入札公告時に示す。

(3) 業務履行の検査等

① 本施設の完成検査

中部地方整備局は、本施設の引渡しを受ける前に、設計及び工事業務について会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 11 第 2 項の規定に基づく検査を行う。

中部地方整備局は、上記の検査の結果、本施設が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者には修補を求め、検査の合格をもって設計及び工事業務の対価を支払う。

② 維持管理業務の検査

中部地方整備局は、各支払期の業務完了時に会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 11 第 2 項の規定に基づく検査を行い、維持管理業務の対価を支払う。

なお、上記の検査の結果、事業契約に定めた条件に適合しない場合、中部地方整備局は上記（2）②の措置を講ずる。

第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 事業対象区域に関する事項

本事業の事業対象区域の概要は次のとおりである。詳細は、入札公告時に示す。

- ・所在地：静岡県富士宮市小泉地先～静岡県富士宮市ひばりが丘地先（※別紙 1「事業対象位置図」参照）
 - ・事業対象：一般国道 139 号
 - ・事業延長：L=約 3.6km（道路延長 1.8km）
- ※ 設計・工事業務・工事監理業務については別紙 3、維持管理業務については別紙 4 を参照

2. 本施設の計画に関する事項

電線共同溝等は、電力・通信管路、特殊部、道路及び道路附属物等で構成され、電力・通信管路に敷設される通信・電力ケーブル、トランス等の地上機器は含まない。

(1) 本施設の構成

分類	工種	施設名	構成
電線共同溝等	電線共同溝	一般部	電力系管路
			管路
			通信系管路
			FA 管、管路
			道路管理者管路
			管路
		特殊部（Ⅰ型）	電力系または通信系
		特殊部（Ⅱ型）	地上機器柵、接続柵 または道路管理者通信合同柵
			電力系
			地上機器柵、接続柵
			通信系
			道路管理者通信合同柵
			道路管理者管路
	連系・引込部※	連系管	電力管路、通信管路
		連系設備	電力管路、通信管路
		引込管	電力管路、通信管路
道路	車道	車道	舗装、路盤等
	歩道	歩道	舗装、路盤等
附属物	その他	附属施設	排水構造物、縁石等

※電線共同溝（管路部）の国道用地内の引込管、連系管については、設計業務及び維持管理業務に含むが、工事業務及び工事監理業務には含まない。また、連系設備については、設計業務には含むが、工事業務、工事監理業務及び維持管理業務いずれにも含まない。

(2) 解体撤去・復旧・移設対象施設

電線共同溝の整備にあたり解体撤去、復旧、移設する施設は次のとおりであり、整備にあたり支障となる施設のみを基本とする。なお、歩道（舗装）は全て解体撤去・復旧するものとする。

① 解体撤去、復旧対象施設

車道及び歩道（路盤、舗装）等

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

中部地方整備局が入札手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び応募者が提出した提案書並びに中部地方整備局と選定事業者との間で締結された協定及び中部地方整備局と事業者との間で締結された事業契約等の解釈に疑義が生じた場合は、中部地方整備局と選定事業者及び事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図る。

2. 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに中部地方整備局又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。

2. 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約の定めるところにより本事業を終了する。

(1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の実施する業務内容が、事業契約に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、中部地方整備局は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善復旧計画の提出及び実施を求めることができる。ただし、事業者が当該期間内に修復することができなかった場合は、中部地方整備局は事業契約を解除することができる。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続が困難であると判断される場合は、中部地方整備局は事業契約を解除できる。
- ③ 上記①又は②を含め、中部地方整備局が事業契約を解除できる事由の詳細は、事業契約書で定める。
- ④ 上記①又は②の規定により中部地方整備局が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、中部地方整備局は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

(2) 中部地方整備局の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 中部地方整備局の帰責事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できる。
- ② 上記①を含め、事業者が事業契約を解除できる事由の詳細は、事業契約書で定める。
- ③ 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、事業者は中部地方整備局に対して損害賠償の請求等を行うことができる。なお、請求する損害賠償の内容及び金額については、中部地方整備局と事業者が協議して定めるものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 中部地方整備局又は事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、中部地方整備局及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に上記①の協議が調わない場合は、中部地方整備局が協議の内容を踏

まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、中部地方整備局は、事前に事業者
に通知することにより、事業契約を解除できる。

③ 事業契約を解除する場合の措置については、事業契約の定めに従う。

④ 不可抗力の定義については、事業契約に定める。

3. 金融機関等との協議

中部地方整備局は、本事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者に関
する資金を供給する金融機関等と協議を行い、当該金融機関等と直接協定を締結するこ
とがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用される場合には、それによることとする。

なお、中部地方整備局は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等を想定していない。今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合は、中部地方整備局は当該措置の適用以降の事業契約上の措置について検討を行うものとする。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、中部地方整備局はこれらの支援を事業者が受けることができるように努めるものとする。

3. その他の措置及び支援に関する事項

中部地方整備局は、事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、中部地方整備局は、必要に応じて協力する。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 問合せ先

本事業の実施方針の公表に関する問合せ先は、以下のとおりである。

国土交通省 中部地方整備局 道路部 道路管理課

住所：〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

(名古屋合同庁舎第2号館内)

TEL：(052) 953-8176

Mail：cbr-r7kanripfi@gxb.mlit.go.jp

なお、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、中部地方整備局ホームページを通じて適宜行う。

(https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/pfi/akouji_kyoudoukou/index.htm)

3. 実施方針等に関する現地説明会及び質問・意見等の受付等

(1) 実施方針等に関する説明会

実施方針等に関する説明会の概要は、以下のとおりである。

日時	令和7年8月18日(月) 13時30分～14時30分
開催方法	WEB開催
説明内容	1. 実施方針等について 2. 電線共同溝PFI事業の概要について
申込方法	下記の申込内容を電子メールに記載し、下記の申込先のメールアドレスに送信後、電話により着信を確認すること
申込内容	申込者情報： 会社名、担当者氏名、連絡先メールアドレス、連絡先電話番号
申込先	国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所 管理第二課 住所：〒420-0054 静岡県静岡市葵区南安倍2丁目8番1号 TEL：(054) 250-8907 Mail：cbr-s-hozen@mlit.go.jp
申込期限	令和7年8月15日(金) 17時まで
WEB参加方法	申込を行った民間事業者には、令和7年8月18日(月)の10時までに、WEB参加用のURL等を連絡先メールアドレスに送付する
留意事項	当日は、公表資料(実施方針及び要求水準書(案))の配布を行わないため、民間事業者において準備すること 【WEB】での参加は人数制限を設けない

(2) 設計図書等の閲覧

本事業に応募する民間事業者は、以下の資料を閲覧することができる。ただし、資料の貸与はできない。

資料名	令和4年度 静岡国道管内電線共同溝設計検討業務に関する設計成果 令和5年度 静岡国道管内路線測量業務に関する測量成果 (国道139号阿幸地電線共同溝の予備設計に関するもの)
閲覧場所	国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所 管理第二課
閲覧期間	令和7年8月7日(木)から入札公告日の前日までの休日を除く毎日 9時00分から17時00分まで
問合せ先	事前に希望日について、以下の問合せ先に連絡すること 国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所 管理第二課 住所：〒420-0054 静岡県静岡市葵区南安倍2丁目8番1号 TEL：(054) 250-8907 Mail：cbr-s-hozen@mlit.go.jp

(3) 実施方針に関する質問・意見受付

中部地方整備局は、実施方針等に記載された内容に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

受付期間	令和7年8月7日(木)から8月22日(金)17時まで
提出先	第8.1の問合せ先
作成方法	「実施方針等への質問書」(様式1)、「実施方針等への意見書」(様式2)を用いること
提出方法	電子メールの添付ファイルとして第8.1の問合せ先に送信し、電話により着信を確認すること

(4) 実施方針に関する質問回答

上記(3)により受け付けた質問及びこれに対する回答は、中部地方整備局ホームページにおいて公表する予定である。なお、実施方針の内容について電話での質問受け付け回答は行わない。また、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

(5) 意見に対するヒアリング

上記(3)により受け付けた実施方針に関する意見のうち、中部地方整備局が必要と判断した場合、当該提出者から直接ヒアリングする場合がある。

(6) 実施方針の変更

中部地方整備局は、民間事業者からの意見及び提案等を踏まえ、P F I 法第 7 条に定める特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更することがある。

実施方針の変更を行った場合は、中部地方整備局ホームページ等への掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

4. 使用言語

本事業に関して使用する言語は日本語とする。

5. 提出書類の作成に関する事項

提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

6. その他

(1) 公共調達における人権尊重の取組の推進

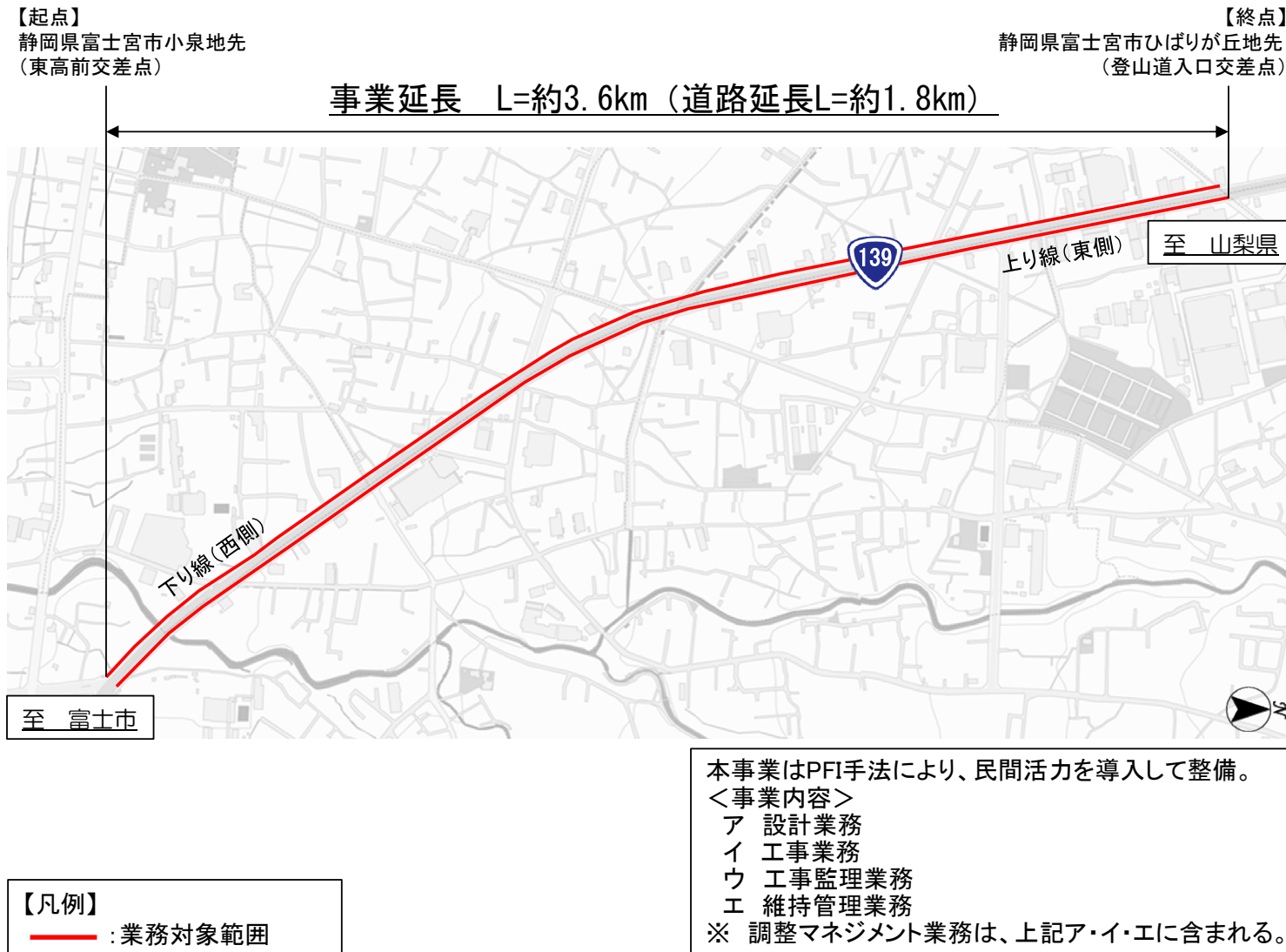
「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

別紙1 事業対象位置図

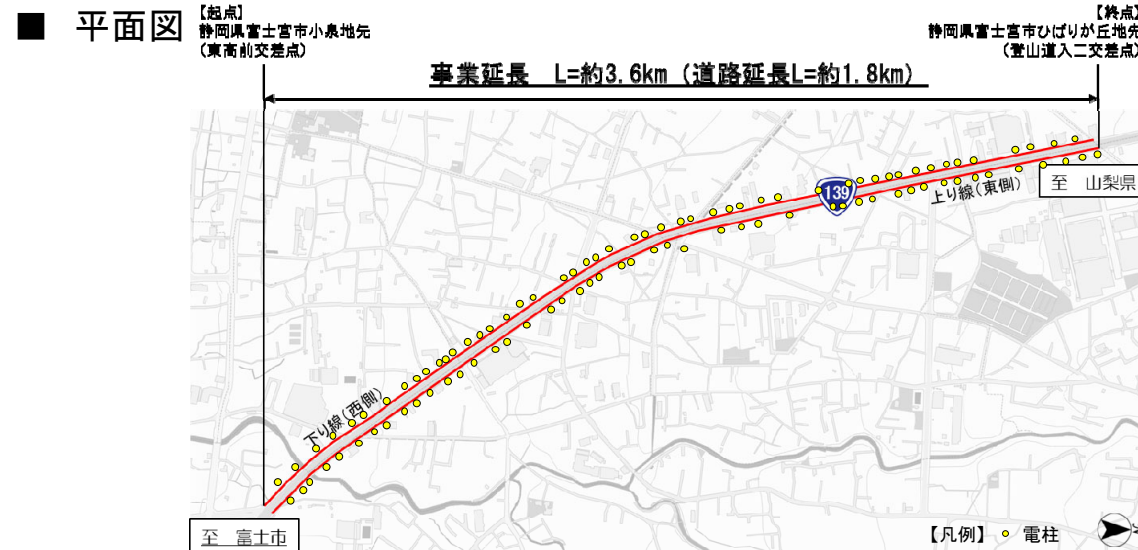


出典: 国土地理院 地理院地図

別紙2 事業対象区域図



別紙3 設計業務・工事業務・工事監理業務の対象範囲



本事業はPFI手法により、民間活力を導入して整備。
 <事業内容>
 ア 設計業務
 イ 工事業務
 ウ 工事監理業務
 ※ 調整マネジメント業務は、上記ア、イに含まれる。

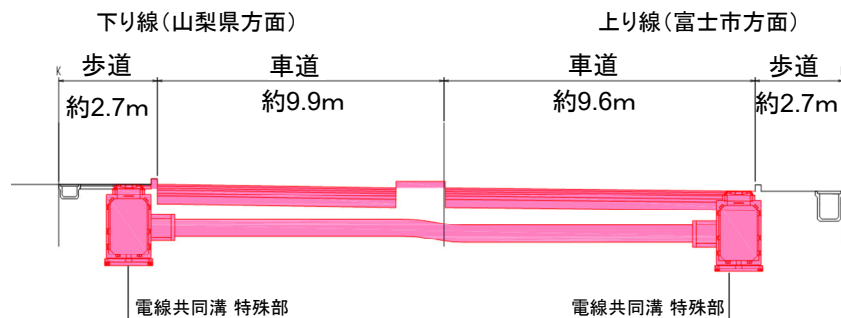
本事業 (管路部・特殊部・横断部)
 ①設計業務・工事業務・工事監理業務：電線共同溝、歩道、道路附属物、車道

※電線共同溝 (管路部) の国道用地内の引込管、連系管については、設計業務及び維持管理業務に含むが、工事業務及び工事監理業務には含まない。また、連系設備については、設計業務に含むが、工事業務、工事監理業務及び維持管理業務いずれにも含まない。

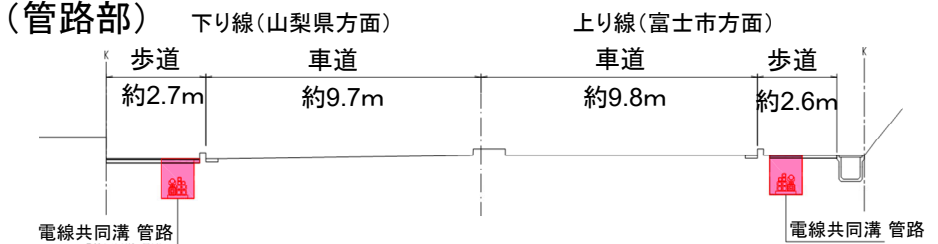
■ 横断図

※下図は代表的な断面を示すものであり、特殊部の位置は断面位置によって異なる。

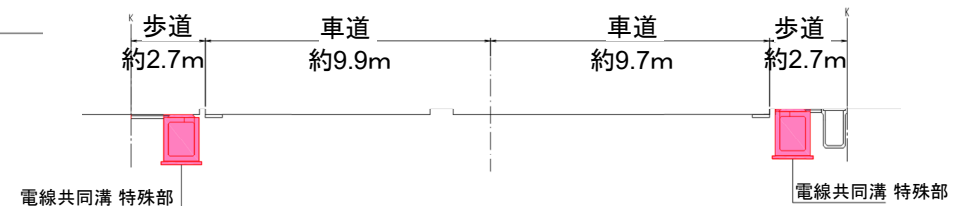
(横断部)



(管路部)

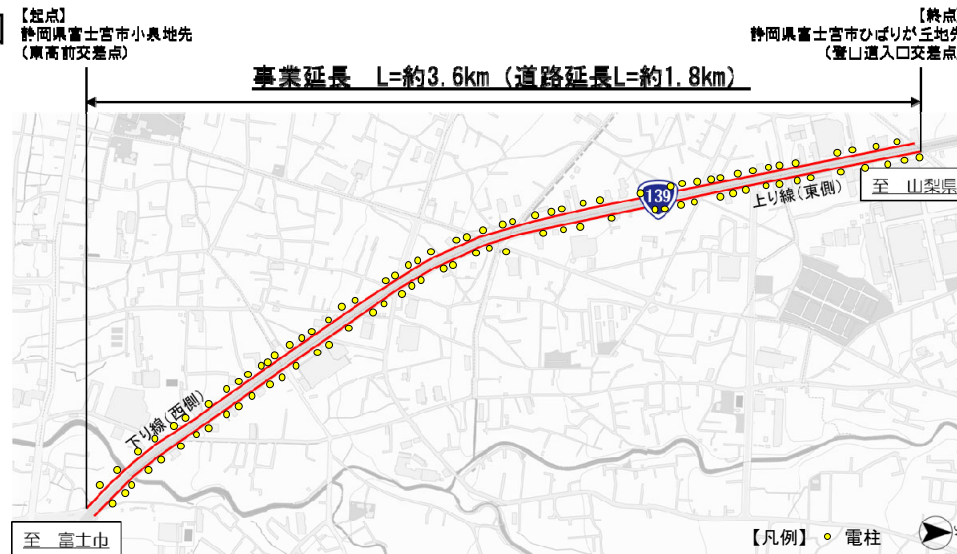


(特殊部)



別紙 4 維持管理業務の対象範囲

■ 平面図



本事業はPFI手法により、民間活力を導入して整備。

＜事業内容＞

エ 維持管理業務

※ 調整マネジメント業務は、上記エに含まれる。

本事業（管路部・特殊部・横断部）

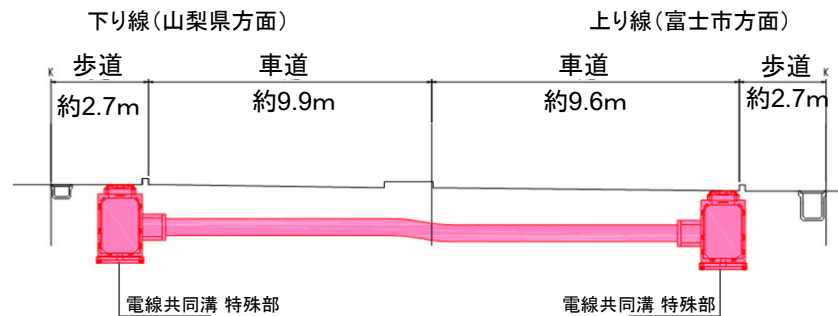
②維持管理業務：電線共同溝

※電線共同溝（管路部）の国道用地内の引込管、連系管については、設計業務及び維持管理業務に含むが、工事業務及び工事監理業務には含まない。また、連系設備については、設計業務に含むが、工事業務、工事監理業務及び維持管理業務いずれにも含まない。

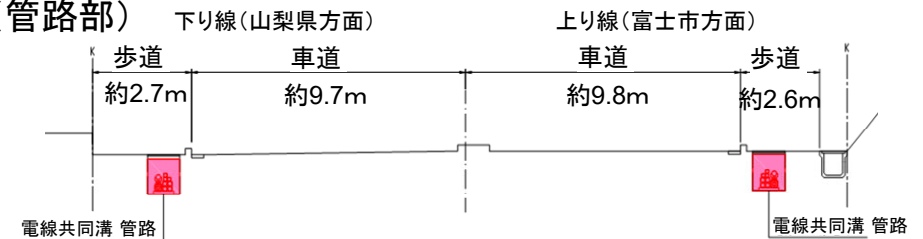
■ 横断図

※下図は代表的な断面を示すものであり、特殊部の位置は断面位置によって異なる。

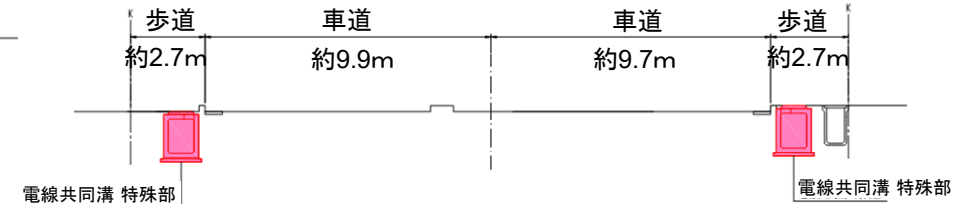
（横断部）



（管路部）



（特殊部）



別紙5 リスク分担表

＜「負担者」の凡例＞

○：リスクが顕在化した場合に原則として負担する

△：リスクが顕在化した場合に限定的に負担する

空欄：原則としてリスク負担がない

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
共通	選定企業等に関するリスク	1	業務を委託し、又は請け負わせる企業（選定企業）その他の第三者（その使用人を含む。）の使用に係る責任		○	選定企業等の責めに帰す事由は、事業者の責めに帰す事由とみなす。また、選定企業等を当事者又は関係者とする紛争、起訴等に起因する増加費用又は損害については、事業者が負担する。
	支払い遅延リスク	2	国の支払いの遅延	○		国は事業者に遅延利息を支払う。
		3	事業者の国への支払いの遅延		○	事業者は国に遅延利息を支払う。
	資金調達リスク	4	本事業の実施に関する費用の事業者の資金調達に関する責任		○	
	金利変動リスク	5	基準金利確定日までの金利変動による資金調達コストの増加	○		事業契約締結後、特定の時期（施設の完成引渡日以前）に、基準金利を入札時のものから改定し、確定することを予定している。
		6	基準金利確定日以降の金利変動による資金調達コストの増加		○	
	国の関連業務に関するリスク	7	国が道路に関連して別途発注する業務において、国が使用する第三者（その使用人を含む。）に係る責任	○		ただし、事業者による当該第三者との調整が不相当であったと認められる場合を除く。
	税制変更リスク	8	消費税又は地方消費税の税率変更による増加費用	○		
		9	消費税又は地方消費税以外で、すべての者に影響する税制の変更又は新設による増加費用		○	
		10	本事業又は国が所有する道路の建設、維持管理に特別に又は典型的に影響を及ぼす税制の変更又は新設による増加費用	○		
	法令変更リスク	11	合理的な防止手段を期待できず、本事業の遂行上重大な支障を与えると認められる法令変更又は新設による増加費用	○		ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
		12	上記以外の法令変更又は新設による増加費用		○	
	不可抗力リスク	13	電線共同溝設計業務、工事業務及び工事監理業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害（期間変更に伴う費用、施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。）	○	△	増加費用又は損害について、工事費等の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を国が負担する。数次にわたり不可抗力が発生する場合、電線共同溝整備期間の累計額に対して適用する。ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
		14	維持管理業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害（期間変更に伴う費用、施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。）	○	△	増加費用又は損害について、当該年度の維持管理費の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を国が負担する。数次にわたり不可抗力が発生する場合、1年度間の累計額に対して適用する。ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
						業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
	要求水準変更リスク	15	国の指示による要求水準の変更により生じる増加費用	○		
		16	法令の変更又は新設、税率の変更、技術革新等による、事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認められた場合の事業費の減額		○	
	許認可取得遅延リスク	17	許認可の取得・維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。）		○	ただし、国が許認可を取得する必要がある場合を除く。
	知的財産権侵害のリスク	18	本事業の実施にあたり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○	
	要求水準の確保に係るリスク	19	要求水準の達成に疑義が生じた場合の検査のために、又は要求水準を達成しない、若しくは達成しないおそれがあると判断された場合の修補、改善等のために生じた増加費用		○	
	住民運動に関するリスク	20	無電柱化の導入に関する住民団体等の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用	○	△	「国」の提示条件に対する地域住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において国が負担、その他については事業者が負担する。
		21	電線共同溝等の施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用		○	
電線共同溝の設計	土地の瑕疵に関するリスク	22	事業契約締結前に予期することができない土地の瑕疵に起因する増加費用	○		
	国の貸与資料に関するリスク	23	敷地に関する国の貸与資料の誤り、欠如、不明瞭等に起因する増加費用	○		
	調査に関するリスク	24	国による敷地に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費用	○		
		25	事業者による敷地に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費用		○	
	設計変更に関するリスク共通	26	国の帰責事由による設計変更による増加費用又は損害	○		
		27	事業者の帰責事由による設計変更による増加費用又は損害		○	
		28	上記以外の設計変更による増加費用又は損害	○	○	占用業者等との調整による設計変更については、協議によるものとする。
	設計図書の瑕疵リスク	29	国が実施した予備設計（参考）の瑕疵による増加費用又は損害		○	予備設計（参考）はあくまで参考として貸与する。
		30	本事業の設計業務の成果の瑕疵による増加費用又は損害		○	
	環境対策リスク	31	本事業の実施が近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係る責任及び費用		○	
		32	本事業の実施に関して、国の帰責事由により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用	○		
		33	本事業の実施に関して、国の帰責事由以外により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用		○	

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
電線共同溝の整備・引渡し	引渡し遅延リスク	34	国の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用	○		国は増加費用を負担する。ただし、未実施の管理業務相当分の対価については支払わない。
		35	与条件として明示していない地中障害物の処理によるもの	○		
		36	事業者の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用又は損害		○	事業者は国に損害遅延金を支払う。
	工事中止・中断リスク	37	国の帰責事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用	○		
		38	事業者の帰責事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用		○	
	臨機の措置に関するリスク	39	災害防止等のための臨機の措置に要した費用（不可抗力に起因する場合を除く）	○	○	施設費の範囲において事業者が負担することが明らかに適当でないと認められる部分については国が、その他については事業者が負担する。
	第三者への損害リスク	40	工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、大気汚染、地盤沈下、地下水の断絶、水質汚濁等の理由により、工事の施工について第三者に及ぼした損害	○	○	「設計図書等」の内容如何にかかわらず「本施設」の整備を行う上で避けることのできないものと国が判断する場合は協議。
		41	上記以外で、国の帰責事由により、工事の施工について第三者に及ぼした損害	○		ただし、保険によりてん補された部分を除く。
		42	その他国の帰責事由以外で、工事の施工について第三者に及ぼした損害		○	
	部分使用による損害リスク	43	引渡し日前の国の施設の利用による増加費用又は損害	○		
	契約不適合リスク	44	契約不適合にかかる修補及び履行の追完並びにこれに要する費用（又は、当該契約不適合が重要なものでなく、かつその修補に過分の費用を要する場合の修補に代わる損害賠償）		○	契約不適合責任期間は、本施設の引渡し後2年以内とする。（当該契約不適合が事業者の故意若しくは重大な過失により生じた場合については10年以内）
	物価上昇リスク	45	施設整備期間中の賃金水準又は物価水準の上昇による電線共同溝整備費の増加	○	△	ただし、特殊な要因又は予期することのできない特別な事情により、著しく、急激な価格水準の変動が生じた場合については、施設整備費の変更について国と協議できる。
管理	事業用地の維持保全リスク	46	施設整備期間中の敷地の維持保全及びこれに要する費用		○	
	臨機の措置に関するリスク	47	災害防止等のための臨機の措置に要した費用（不可抗力に起因する場合を除く）	○	○	維持管理費の範囲において事業者が負担することが明らかに適当でないと認められる部分については国が、その他については事業者が負担する。
	第三者への損害リスク	48	国の帰責事由により、維持管理業務の実施について第三者に及ぼした損害（騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。）	○		
		49	国の帰責事由以外により、維持管理業務の実施について第三者に及ぼした損害		○	
	施設の損傷リスク	50	国の帰責事由による施設の損傷を復旧するための費用	○		
		51	事業者の帰責事由による施設の損傷を復旧するための費用		○	
		52	国又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由による施設の損傷を復旧するための費用（不可抗力に起因する場合を除く。）	○		国は事業者に生じた増加費用を負担する。
	占有物件への損害リスク	53	事業者の帰責事由により、管理業務の実施について電線共同溝に入溝する占有物件に与えた損害		○	
	管理業務の開始遅延・	54	国の帰責事由による管理業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による維持管理	○		国は事業者に生じた増加費用を負担する。

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
	中止・中断 リスク		費の減額			
		55	事業者の帰責事由による管理業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による維持管理費の減額		○	
	物価上昇リスク	56	管理中の賃金水準又は物価水準の上昇による維持管理費の増加	○	△	一定の条件を満たす場合については、維持管理費を改定する。
契約終了・解除	原状回復リスク	57	契約の終了時又は解除時に、事業者（選定企業その他の第三者を含む。）が所有する設備その他の物件等を電線共同溝から撤去するとともに、事業場所を業務運営に支障のない状態に復旧する費用		○	
	移行期間保全リスク	58	契約解除通知時から引渡し又は業務引継ぎの完了の時点までの施設の出来形又は施設の維持保全に要する費用		○	
	契約解除リスク	59	国の帰責事由による契約解除	○		
		60	事業者の帰責事由による契約解除		○	事業者は国に違約金を支払う。
		61	不可抗力に起因する契約解除	○	○	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。
		62	法令変更に起因する契約解除	○	○	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。

Summary

1. Administrators of public facilities:
Hisanobu satou, Director-General of Chubu Regional Development Bureau, Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
2. Classification of the service to be produced:
41, 42
3. Subject matter of the contract:
PFI-based design, construction and maintenance of the National Highway Route 139 Akouji Common-Use Cable Tunnel (BTO-scheme)
4. Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:
October, November 2025 (Details to be announced.)
5. Contact point for the project:
Planning Division, General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
2-5-1, Sannomaru, Nakaku, Nagoya 460-8514, Japan
TEL 052-953-8176

様式1 実施方針等に関する質問書

令和 年 月 日

実施方針等への質問書

「国道139号阿幸地電線共同溝PFI事業」に関する実施方針等について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	E-mail	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容
■実施方針に関する事項							
(記載例)	実施方針	1	第1	1	(4)	事業目的	
1	要求水準書(案)	6	第2	1		一般事項	
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
■その他資料に関する事項							
(記載例)	別紙5					リスク分担表	
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

*適宜、行の挿入・削除を行ってください。

様式2 実施方針等に関する意見書

令和 年 月 日

実施方針等への意見書

「国道139号阿幸地電線共同溝PFI事業」に関する実施方針等について、次のとおり意見がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	E-mail	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容
■実施方針に関する事項							
(記載例)	実施方針	1	第1	1	(4)	事業目的	
1	要求水準書(案)	6	第2	1		一般事項	
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
■その他資料に関する事項							
(記載例)	別紙5					リスク分担表	
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

*適宜、行の挿入・削除を行ってください。